

## 市町村の行う土地改良事業の開始手続

区分	順序	事項	手続	関係条項
準備手続	1	事業の立案	市町村長が行う。	
	2	一定の地域の決定	当該事業の施行に係る一定の地域を決定する。	
	3	測量・検査	市町村が行う。	
	4	権利関係等の調査	当該事業の施行地域内の土地、国有地等、建築物の敷地、墓地、境内地等の権利関係等について調査する。農用地造成事業にあっては耕作予定者等を内定しておく。	
	5	計画の概要（案）及び条例案の作成	市町村長が行う。	
計画決定	6	計画の概要及び条例の決定	市町村長は市町村の議会に諮りその議決により計画の概要（必要な場合は全体構成）を定める。	法第96条の2第2項 則第76条の2（第6条） 第76条の3（第6条の2）
	7	国有地等の地区編入の承認申請	当該土地を管理する行政庁又は地方公共団体に申請し承認を得る。	法第96条の2第7項 （第5条第6項）
	8	建築物の敷地等に係る所有権者等の全員同意のとりまとめ	施行地域内の建築物の敷地、墓地、境内地等の非農用地に係る所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全員の同意を得る。	法第96条の2第7項 （第5条第7項） 則第76条の7（第9条）
	9	計画の概要の公告	市町村長は、計画の概要（必要な場合は全体構成）を市町村の事務所に掲示して公告する。	法第96条の2第2項 則第76条の4（第8条）
	10	関係土地改良区の同意	当該事業の施行に係る地域内に土地改良区があるときは、市町村長は当該土地改良区と協議し、その同意を得る。	法第96条の2第2項
	11	2/3以上（農用地造成事業の農用地外資格者について全員）の同意取りまとめ	市町村長は、当該事業の施行に係る土地につき3条資格者の2/3以上の同意（書面又は電磁的方法）を取りまとめる。農用地造成事業にあっては、農地外資格者全員の同意が必要であること、同意が得られないときの対応については、国・県営、土地改良区営事業の場合と同様である。	法第96条の2第2項～第4項 （第5条第5項、第6条） 則第76条の5（第9条） 第76条の6 （第10条～第12条）
	12	事業計画の作成	市町村長が作成する。なお、市町村長は作成に当たり知事に対して技術職員の援助を請求することができる。	法第96条の2第7項 （第7条第3項～第5項） 則第76条の7（第14条の2）
	13	専門技術者の調査委嘱及び報告	事業計画の作成に当たっては、専門的知識を有する技術者に委嘱し、当該技術者が調査して提出する報告書に基づかなければならない。	法第96条の2第7項 （第8条第2項、第3項） 則第76条の7（第15条）
	14	関係農業協同組合の意見聴取	市町村長は、当該事業の施行に係る地域内に土地改良事業を行っている農業協同組合がある場合には、事業計画の決定前にその者の意見を聴かなければならない。	法第96条の2第5項
	15	公告及び縦覧	市町村長は、当該事業計画を決定したときは、その旨及び縦覧期間、縦覧場所等を公報で公告するとともに土地改良事業計画書の写しを指定の場所で20日以上縦覧に供する。	法第96条の2第7項 （第8条第6項） 則第76条の7（第16条）
	16	利害関係人の異議の申出	利害関係人は、上記において公告された決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了後15日以内に市町村長に異議を申し出ることができる。	法第96条の2第7項 （第9条第1項、第3項）
	17	異議の決定	市町村長は、上記の異議の申出があった場合には縦覧期間満了後60日以内に専門技術者の意見を聴いて決定する。	法第96条の2第7項 （第9条第2項、第3項）
知事報告	18	知事報告	市町村長は、事業計画を定めたときは、知事に報告する。	法第96条の2第6項
着工	19	事業の着手	市町村	